

岩手県監査委員告示第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項の規定に基づき、監査委員監査基準（令和2年岩手県監査委員告示第12号）に準拠して行った財務に関する事務の執行に係る随時監査の結果を次のとおり公表する。

令和5年3月3日

岩手県監査委員 岩 渕 誠
岩手県監査委員 佐々木 茂 光
岩手県監査委員 五 味 克 仁
岩手県監査委員 中 野 玲 子

令和4年度随時監査結果報告書

「委託業務における長期継続契約の運用状況について」

令和5年2月

岩手県監査委員

目 次

第1	随時監査の概要	1
1	監査の種類	1
2	監査のテーマ	1
3	監査の目的	1
4	監査の対象	1
5	監査の着眼点	1
6	監査の実施内容	1
第2	監査の結果	2
1	長期継続契約の概要	2
(1)	長期継続契約とは	2
(2)	本県の状況	2
2	長期継続契約の活用状況	4
3	根拠規定の適用状況	5
4	単年度契約との比較検討状況	6
(1)	長期継続契約を行っている業務の状況	6
(2)	長期継続契約に該当する業務と判断したが単年度契約を行っている業務の状況	7
5	長期継続契約に係る制度周知及び指導状況	8
第3	監査意見	8
1	全体の評価	8
2	意見	8
(1)	制度の周知について	8
(2)	長期継続契約と単年度契約の比較検討について	9
(3)	契約書の解除条項の記載について	9
	参考資料	10

第1 随時監査の概要

1 監査の種類

この監査は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第199条第5項の規定に基づく随時監査として、監査委員監査基準（令和2年岩手県監査委員告示第12号）に準拠し実施した。

2 監査のテーマ

委託業務における長期継続契約の運用状況について

3 監査の目的

本県において「長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成17年岩手県条例第57号。以下「本県条例」という。）」が施行され16年が経過している。

この間、長期継続契約制度の導入が進んできたところであるが、現行の制度と所属における執行状況に齟齬が生じていないかなど運用上の課題の有無について調査・検証する必要がある。

このことから、委託業務における長期継続契約の活用状況等について、経済性、効率性及び有効性の観点に主眼を置いて、法第199条第5項の規定に基づく随時監査を実施する。

4 監査の対象

(1) 監査対象機関

知事部局、議会及び委員並びに各委員会の事務部局、医療局、企業局の全機関
計345機関

(2) 対象とした事務

監査対象機関において令和3年度に執行した委託業務（以下「対象業務」という。）について、長期継続契約の視点で調査を実施した。

対象業務数 6,797件

(3) 監査実施期間

令和4年7月～12月

5 監査の着眼点

- (1) 対象業務における長期継続契約の活用状況
- (2) 長期継続契約の根拠規定の適用状況（適用誤りはないか等）
- (3) 長期継続契約と単年度契約の比較検討状況（経済性や効率性の観点による検討状況）
- (4) 長期継続契約に係る制度周知及び指導状況

6 監査の実施内容

(1) 監査調書等による調査

ア 1次調査（調査対象 345機関）

対象業務6,797件について、長期継続契約に該当する業務内容や件数等の実態を調査するため、監査対象機関に対し、①長期継続契約の該当・非該当、②長期継続契約の実施状況、③長期継続契約の種類・期間等について、調査票により回答を求めた。

イ 2次調査（調査対象 186機関）

1次調査の回答の中から、次に該当する委託業務について、長期継続契約の活用状況や運用上の課題等をさらに調査・確認するため、該当する機関に対して監査調書の提出を求

めた。

なお、公営企業の長期継続契約に該当する契約の種類は、本県条例第2条第3号に基づき各管理者が別に定めており、普通会計との会計制度上の違いもあることから、運用上の課題等を同様に比較検討することが困難であるため、2次調査の対象から除外した。

(ア) 1次調査において、本県条例で定める長期継続契約を締結することができる契約に該当するとして回答のあった委託業務（公営企業を除く）

(イ) 1次調査において、長期継続契約に該当しない契約として回答のあった委託業務（公営企業を除く）のうち、内容の確認を要するもの

(2) 予備監査

1次調査及び2次調査の結果を踏まえ、本県条例を所管している出納局会計課に対して監査委員事務局職員による予備監査を実施し、委託業務における長期継続契約の活用状況等について聴取した。

(3) 本監査

出納局会計課に対して予備監査の結果に基づき監査委員による本監査を実施した。

第2 監査の結果

1 長期継続契約の概要

(1) 長期継続契約とは

長期継続契約は、法第234条の3「普通地方公共団体は、第214条の規定にかかわらず、翌年度以降にわたり、電気、ガス若しくは水の供給若しくは電気通信役務の提供を受ける契約又は不動産を借りる契約その他政令で定める契約を締結することができる。この場合においては、各年度におけるこれらの経費の予算の範囲内においてその給付を受けなければならない。」の規定に基づいて締結する契約である。

これは、債務負担行為について定める法第214条の規定にかかわらず、複数年度にまたがる給付（役務の提供）を受ける契約を締結すれば、年度単位に契約を締結することなく、また債務負担行為としての議決を経ずして、毎年度の経費予算の範囲内で給付（役務の提供等）を受けることができる制度であり、単年度予算主義の原則の例外規定である。

平成16年の法改正に伴い、法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の17において、「地方自治法第234条の3に規定する政令で定める契約は、翌年度以降にわたり物品を借り入れ又は役務の提供を受ける契約で、その契約の性質上翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすようなものうち、条例で定めるものとする。」と規定され、長期継続契約を締結することができる具体的な契約の範囲については、地方公共団体の条例で定めるものとされた。

(2) 本県の状況

本県においては、上記の法改正を受け、本県条例及び「長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第2条第3号の規定に基づき知事が定める契約（平成17年岩手県告示第1096号。以下「本県告示」という。）」が制定・施行された。

施行令第167条の17に規定する条例で定める契約について、本県条例第2条において、次のように定められ、第1号で「物品を借り入れる契約」で対象とするものをアからウとして列挙し、第2号で「役務の提供を受ける契約」で対象とするものをアからイとして列挙し、規定している。

○本県条例（抜粋）

第2条 政令第167条の17に規定する条例で定める契約は、次に掲げるものとする。

- (1) 次に掲げる物品を借り入れる契約
 - ア 電子計算機（これに用いられるプログラムを含む。）
 - イ 事務用機器（アに掲げるものを除く。）
 - ウ 試験研究用機器
- (2) 次に掲げる役務の提供を受ける契約
 - ア 庁舎、学校その他の施設（これに付随する設備等を含む。）の管理
 - イ 前号アからウまでに掲げる物品の保守、点検その他の管理
- (3) 前2号に掲げるもののほか、物品を借り入れ、又は役務の提供を受ける契約で、商慣習上複数年にわたり契約を締結することが一般的であることその他の事由により翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすもののうち、知事又は公営企業の管理者が別に定めるもの

また、本県条例第2条第3号では、第1号及び第2号で列挙した対象契約以外で、長期継続契約の対象とする必要があると認められるものについては、「知事又は公営企業の管理者が別に定める」旨を規定している。その中で、「知事が別に定める契約」については、本県告示において、次のように限定列挙し、定めている。

○本県告示

- 1 次に掲げる物品を借り入れる契約
 - (1) 庁舎等に備え付けて使用する機器又は調度品
 - (2) 被服又は寝具
 - (3) 医療用機器その他医療の提供に必要な物品
 - (4) 警察業務用機器
 - (5) 教育用機器（学校以外で行う訓練、講習等のために用いる機器を含む。）
 - (6) 自動車（道路維持作業用自動車及び災害からの復旧復興の業務のため使用する自動車に限る。）
- 2 次に掲げる役務の提供を受ける契約
 - (1) 1(1)から(6)までに掲げる物品の保守、点検その他の管理
 - (2) 受付案内業務
 - (3) 給食業務
 - (4) 歳入の徴収又は収納業務
 - (5) 医療に関する事務その他医療の提供に必要な業務
 - (6) 自動車保管場所証明関係業務、運転免許関係業務その他の警察業務
 - (7) 県政広報業務
 - (8) 気象情報、交通情報その他の情報の収集及び提供業務
 - (9) 農業近代化資金その他の制度資金の貸付け及びこれに付随する業務
 - (10) 防災ヘリコプター運航業務
 - (11) 魚類種苗生産等業務
 - (12) 総務事務センターの行う給与旅費、手当の認定、非常勤職員等の任免及び厚生福利に関する事務その他の事務の処理に係る労働者派遣

そして、上記の本県条例及び本県告示の施行に伴い、出納局長から「長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の運用について（通知）（平成17年12月26日付け出総第92号。以下「運用通知」という。）」が発せられ、本県条例及び本県告示の対象となる契約や契約手続きなど運用上の留意点等が周知された。

なお、長期継続契約の場合は、契約書中に「翌年度以降において県の歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する」旨の解除条項を設けることが、運用通知において示されている。

2 長期継続契約の活用状況

1次調査の結果、長期継続契約の契約件数は表1のとおりであり、対象業務6,797件のうち、181件の委託業務で長期継続契約が締結されていた。

さらに、公営企業を除いた監査対象機関の中から、表2のとおり本県条例に定める長期継続契約を締結することができる委託業務（以下「長期継続契約に該当する業務」という。）を執行している186機関に対して、長期継続契約の活用状況や運用状況等を調査・確認するため、2次調査を実施した。

2次調査の結果、対象業務（公営企業会計除く）5,720件のうち、長期継続契約に該当する業務は744件であり、対象業務（公営企業会計除く）全体の13.0%であった。そのうち、長期継続契約を行っている契約件数は113件、単年度契約を行っている契約件数は631件であり、実際に長期継続契約を行っている業務は15.2%にとどまっていた。（詳細は表3のとおり）

【表1】 契約件数

	監査対象機関数	対象業務数	長期継続契約件数（件）
普通会計	316	5,720	113
公営企業会計	29	1,077	68
計	345	6,797	181

【表2】 機関数

	機関数
機関数（公営企業を除く）	316
長期継続契約に該当する業務の執行あり	186
うち長期継続契約の執行あり	47
長期継続契約に該当する業務の執行なし	130

【表3】 対象業務における長期継続契約の活用状況

	件数（件）	割合（%）
対象業務（公営企業会計除く）	5,720	100.0
(1) 長期継続契約に該当する業務	744	13.0
ア 長期継続契約を行っている業務	113	15.2
イ 単年度契約を行っている業務	631	84.8
(2) 長期継続契約に該当しない業務	4,976	87.0

※ア及びイの割合欄は、「(1)長期継続契約に該当する業務」に対する割合を算出した。

3 根拠規定の適用状況

長期継続契約を行っている業務 113 件について、その契約の業務種類は表 4 のとおりであり、庁舎、学校その他の施設（これに付随する設備等を含む。）の管理が 60 件と最も多く、全部で 8 種類の業務について長期継続契約が締結されており、その適用状況は適切であった。

また、契約期間は表 5 のとおりであり、2 年を超えて 3 年以下が 85 件と最も多く、長期継続契約を行っている業務全体の 75.2% を占めていた。契約期間の設定理由を調査したところ、運用通知 3(2) に示されている契約期間の上限（3 年）としたや、委託業務の対象となる委員等の任期に合わせた（警察業務等）などの回答があった。また、契約期間が 3 年を超えている場合の設定理由では、保守対象機器等の更新期間（耐用年数）としたなどの回答があった。

なお、運用通知 5(3) に基づき、長期継続契約は、各年度における経費の予算の範囲内においてその給付を受けなければならないものであることから、契約書中に「翌年度以降において県の歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する」旨の解除条項を設ける必要があることとされているが、解除条項を設けていないもの（1 年更新としている契約を除く）が 11 件あった。

【表 4】長期継続契約を行っている業務の種類

長期継続契約の種類	根拠規定	件数 (件)
庁舎、学校その他の施設（これに付随する設備等を含む。）の管理	本県条例第 2 条第 2 号ア	60
前号アからウまでに掲げる物品の保守、点検その他の管理	本県条例第 2 条第 2 号イ	19
受付案内業務	本県告示 2（2）	1
給食業務	本県告示 2（3）	11
歳入の徴収又は収納業務	本県告示 2（4）	6
自動車保管場所証明関係業務、運転免許関係業務その他の警察業務	本県告示 2（6）	4
県政広報業務	本県告示 2（7）	3
農業近代化資金その他の制度資金の貸付け及びこれに付随する業務	本県告示 2（9）	9
計		113

【表 5】契約期間

契約期間	件数（件）	割合（％）
1 年以下	0	0.0
2 年以下	1	0.9
3 年以下	85	75.2
4 年以下	1	0.9
5 年以下	11	9.7
6 年以下	7	6.2
10 年以下	2	1.8
15 年以下	2	1.8
20 年以下	2	1.8
25 年以下	2	1.8
計	113	100.0

※端数処理により割合の合計は整合しない。

4 単年度契約との比較検討状況

(1) 長期継続契約を行っている業務の状況

長期継続契約を行っている業務について、単年度による場合との比較検討の実施状況を調査したところ、表6のとおり比較検討を行った契約は42件、比較検討を行っていない契約は71件であった。

さらに、比較検討した内容について調査したところ、契約事務の効率化42件、経費の削減27件、委託業務の質の向上16件、その他14件であった。その他の内容として、将来の予算措置の確実性や、業務の見直し（設備更新等）などがあつた。

なお、比較検討を行った契約のほか、比較検討を行っていない契約も含め、長期継続契約を適用した理由を調査したところ表7のとおりであり、事務の効率化が見込まれるが82件と最も多かつた。

また、長期継続契約の開始後に把握されたメリットと問題点について調査したところ、メリットについては表8のとおりであり、大半の業務において事務の効率化が図られているという回答があつた。それ以外にも、契約額の低減など経費の節減や、ノウハウの蓄積による安定した適正な業務の執行など委託業務の質の向上といったメリットがあるとの回答があつた。

一方、問題点については表9のとおりであり、契約期間中に業者の変更ができない、変更契約時の事務負担が大きい、予算が縮減された場合の対応が困難などの回答があつた。

【表6】単年度契約との比較検討の実施状況

		件数 (件)	割合 (%)
比較検討を行った		42	37.2
検討内容	契約事務の効率化	42	
	経費の削減	27	
	委託業務の質の向上	16	
	その他	14	
比較検討を行っていない		71	62.8

※検討内容は複数回答の場合がある。

【表7】長期継続契約を適用した主な理由

主な理由	件数 (件)
事務の効率化が見込まれる（入札などの契約準備行為を毎年行う必要がない等）	82
長期継続契約に関する規程に該当する	51
経費の節減が見込まれる（契約額の低減が見込まれる、設備の入替え不用）	28
委託業務の質の向上が見込まれる（業務従事者の経験の蓄積、安定したサービスの提供）	16
業務の性質（貸付資金の償還期間、保守対象機器の更新期間）	8

※複数回答の場合がある。

【表8】長期継続契約のメリット

メリット	件数 (件)
事務の効率化（入札などの契約準備行為を毎年行う必要がない等）	105

経費の節減（契約額の低減となった、業者が変わる際の移行費用が掛からない）	33
委託業務の質の向上（ノウハウの蓄積による安定した適正な業務の執行、同一事業者による経年劣化の状況把握により適切なタイミングで修理が可能）	30

※複数回答の場合がある。

【表 9】長期継続契約の問題点

問題点	件数（件）
契約期間中に業者の変更ができない	13
変更契約時の事務負担が大きい（機器の一部更新、機器数量、仕様の変更）	7
予算が縮減された場合の対応が困難	4
業務の質を継続して確保することが難しい場合がある	1
新型コロナウイルス感染拡大の影響による業務内容の大幅な変更	1
人事異動による知識やスキルの継承が困難	1

※複数回答の場合がある。

（2）長期継続契約に該当する業務と判断したが単年度契約を行っている業務の状況

長期継続契約に該当するが単年度契約を行っている業務 631 件のうち、当初から長期継続契約に該当する業務と回答があった業務は 355 件、2 次調査において監査側から監査対象機関に確認を求めたところ、長期継続契約に該当する業務と判断を改めた業務は 276 件と 4 割以上あった。

また、単年度契約を行っている業務について、長期継続契約による場合との比較検討の実施状況を調査したところ、表 10 のとおり比較検討を行った契約は 48 件、比較検討を行っていない契約は 583 件であった。

なお、比較検討した内容について調査したところ、契約事務の効率化 36 件、経費の削減 29 件、委託業務の質の向上 9 件、その他 28 件であった。その他の内容として、将来の予算措置の確実性や、業務の見直し（システム改修、業務の必要性等）などがあった。

さらに、比較検討を行った契約のほか、比較検討を行っていない契約も含め、長期継続契約としなかった理由を調査したところ表 11 のとおりであり、前回も単年度契約であったため 212 件、最新の単価により積算する必要があるため 160 件、契約金額の変更が見込まれるため 96 件、契約の相手方の都合 91 件などであった。

【表 10】長期継続契約との比較検討の実施状況

	件数（件）	割合（%）
比較検討を行った	48	7.6
検討内容	契約事務の効率化	36
	経費の削減	29
	委託業務の質の向上	9
	その他	28
比較検討を行っていない	583	92.4

※検討内容は複数回答の場合がある。

【表 11】長期継続契約としなかった主な理由

主な理由	件数 (件)
前度も単年度契約であったため	212
最新の単価により積算する必要があるため(毎年度改訂される人件費単価を用いる必要がある等)	160
契約金額の変更が見込まれるため	96
契約の相手方の都合(特命随契の相手方の契約条件等)	91
業務の見直しが想定されるため(システム改修等)	75
来年度以降の予算の確実な確保が見込めないため	73
長期継続契約の制度の認識・理解が不足していたため	34
利点が見込めないため(経費の削減が見込まれないため、契約額が少額)	25
事務が複雑なため	9
債務負担行為としている(ゼロ県債)	6

※複数回答の場合がある。

5 長期継続契約に係る制度周知及び指導状況

制度の周知及び指導状況について出納局会計課に確認したところ、県内4か所で開催している会計事務に係る研修の中で、契約事務における契約の種類の一つとして長期継続契約を紹介しており、どのような業務が対象になるか等を説明しているとのことであった。

なお、長期継続契約は、単年度予算主義の原則の例外規定であることから、積極的な制度周知は行わず、事例紹介も行っていないとのことであった。

また、所属から制度について照会・相談があった際に、出納局又は出先機関の審査指導監において個別に対応しているとのことであった。その際、長期継続契約については、施行令第167条の17の規定にある「その契約の性質上翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすようなもののうち」という考え方を厳格に解釈し、従来の契約方式では事務に支障を来すかどうかという視点で応じているとのことであった。

なお、運用通知2(2)において、本県条例第2条第3号に基づく「知事が定める契約」の追加を要望したい場合は協議することとなっているが、追加要望の有無について照会は行っていないとのことであった。

第3 監査意見

1 全体の評価

長期継続契約の運用状況については、合規性の観点では概ね適切に取り組まれていると認められたが、事務の効率化や契約の透明性の観点ではより効果的な運用について、検討を要する点がみられた。

については、以下の意見に留意し、引き続き、長期継続契約の効果的な活用により、事務の効率化や経費の節減に向けて取り組まれない。

2 意見

(1) 制度の周知について

長期継続契約に該当する業務において、制度を適用して事務の効率化、経費の節減等の効果が認められた契約がある一方で、制度の認知度や理解度が低いことなどから、制度の活用

が進んでいない状況も見受けられた。

長期継続契約とすることにより、事務の効率化や経費の節減等が認められる業務については、制度を積極的に活用することが望まれることから、これまで以上に制度の周知に努めるとともに、各機関において利活用が図られるよう具体的な活用事例を示すなど、より細やかな指導に取り組みたい。

また、各機関への周知に当たっては、各地域の審査指導監と連携し対応に当たることが望まれる。

(2) 長期継続契約と単年度契約の比較検討について

長期継続契約に該当する業務であるが、制度を適用することによる事務の効率化や経費節減等の効果について検討することなく、前年度と同様に単年度契約としていたなどの事態がみられたことから、長期継続契約に該当する業務については、各機関において、長期継続契約を適用した場合の効果について十分検討した上で、契約手続きを進めることが望まれる。

また、事務の効率化や経費節減等の観点に加えて、翌年度以降にわたり役務の提供等を受けることが確実である場合、単年度では金額が少額であることから随意契約としている契約の中には、長期継続契約として複数年分を総額で入札を行うことにより契約の透明性、競争性を高めることにつながる契約もあることから、契約の適正性の観点から、各機関において、長期継続契約のより効果的で適切な活用が図られるよう、より適切な研修等に努められたい。

(3) 契約書の解除条項の記載について

長期継続契約は、毎年度の経費予算の範囲内で役務の提供等を受けることができる単年度予算主義の原則の例外の制度であることから、債務負担行為のように議決によって将来的な予算が保証されるものではないことを踏まえて、契約解除条項を設ける必要があることについて十分理解されるよう各地域の審査指導監と連携し、支出審査時においても確認を徹底するなど、適正な取扱いについて指導や周知に努められたい。

【参考資料】

1	地方自治法	11
2	地方自治法施行令	11
3	地方自治法の一部を改正する法律等の施行について（通知）	11
4	長期継続契約を締結することができる契約を定める条例	12
5	長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第2条第3号の規定に基づき知 事が定める契約	12
6	長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の運用について（通知）	12

【参考資料】根拠法令等

1 地方自治法（昭和22年法律第67号）（抄）

（債務負担行為）

第214条 歳出予算の金額、継続費の総額又は繰越明許費の金額の範囲内におけるものを除くほか、普通地方公共団体が債務を負担する行為をするには、予算で債務負担行為として定めておかなければならない。

（長期継続契約）

第234条の3 普通地方公共団体は、第214条の規定にかかわらず、翌年度以降にわたり、電気、ガス若しくは水の供給若しくは電気通信役務の提供を受ける契約又は不動産を借りる契約その他政令で定める契約を締結することができる。この場合においては、各年度におけるこれらの経費の予算の範囲内においてその給付を受けなければならない。

2 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）（抄）

（長期継続契約を締結することができる契約）

第167条の17 地方自治法第234条の3に規定する政令で定める契約は、翌年度以降にわたり物品を借り入れ又は役務の提供を受ける契約で、その契約の性質上翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすようなもののうち、条例で定めるものとする。

3 「地方自治法の一部を改正する法律等の施行について（通知）」（平成16年11月10日付け総行第143号総務省自治行政局長通知）（抄）

6 長期継続契約を締結することができる契約の対象範囲の拡大関係（令第167条の17関係）

- (1) 法第234条の3で具体的に規定されている電気、ガス若しくは水の供給若しくは電気通信役務の提供を受ける契約又は不動産を借りる契約のほか、長期継続契約を締結することができる契約として、翌年度以降にわたり物品を借り入れ又は役務の提供を受ける契約で、その契約の性質上翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすようなもののうち、条例で定めるものとされたこと。
- (2) 上記(1)に該当する契約としては、商慣習上複数年にわたり契約を締結することが一般的であるもの、毎年4月1日から役務の提供を受ける必要があるもの等に係る契約が対象になるものであること。例えば、OA機器を借り入れるための契約、庁舎管理業務委託契約等が想定されるものであること。
- (3) 上記(1)の契約の締結に当たっては、更なる経費の削減やより良質なサービスを提供する者と契約を締結する必要性にかんがみ、定期的に契約の相手方を見直す機会を確保するため、適切な契約期間を設定する必要があることに留意すべきものであること。

4 長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成17年岩手県条例第57号）

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の17の規定に基づき、長期継続契約を締結することができる契約を定めるものとする。

（長期継続契約を締結することができる契約）

第2条 政令第167条の17に規定する条例で定める契約は、次に掲げるものとする。

（1）次に掲げる物品を借り入れる契約

ア 電子計算機（これに用いられるプログラムを含む。）

イ 事務用機器（アに掲げるものを除く。）

ウ 試験研究用機器

（2）次に掲げる役務の提供を受ける契約

ア 庁舎、学校その他の施設（これに付随する設備等を含む。）の管理

イ 前号アからウまでに掲げる物品の保守、点検その他の管理

（3）前2号に掲げるもののほか、物品を借り入れ、又は役務の提供を受ける契約で、商慣習上複数年にわたり契約を締結することが一般的であることその他の事由により翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすもののうち、知事又は公営企業の管理者が別に定めるもの

5 長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第2条第3号の規定に基づき知事が定める契約（平成17年岩手県告示第1096号）

3ページ「○本県告示」のとおり

6 「長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の運用について（通知）」（平成17年12月26日付け出総第92号出納局長通知）

別添

本 庁 各 部 局 長
本 庁 各 室 課 等 の 長
議 会 、 監 査 委 員 及 び
各 委 員 会 の 事 務 部 局 の 長
各 出 先 機 関 の 長

} 様

出 納 局 長

長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の運用について（通知）

標記について、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成 17 年岩手県条例第 57 号）が平成 17 年 10 月 11 日に公布され、平成 18 年 1 月 1 日付けで施行されることとなりましたので、この条例の運用に当たっては、下記事項に留意し、適切に処理されるよう通知します。

記

1 運用上の留意点

- (1) 本条例は長期継続契約を締結することができる契約を定めたものであり、当該条例で示すものに該当することをもって、長期継続契約による契約の締結を義務づけるものではないことから、各契約担当者において、個別具体的に契約内容を十分に検討し、長期継続契約の締結による効果が見込まれる場合に長期継続契約による契約の締結をすること。
- (2) 長期継続契約は、債務負担行為を行うことなく複数年の契約を行うことが可能なものであるが、地方自治法第 234 条の 3 の規定により、各年度における経費の予算の範囲内においてその給付を受けなければならないものであることから、契約の締結に当たっては、予算措置の状況などにより翌年度以降にわたる給付に支障が生じる結果を招くことのないよう、十分に留意すること。

なお、長期継続契約の対象として認められた契約種別に該当する場合であっても、契約の内容、性質により翌年度以降にわたり予算措置の義務づけを行うのが適当と判断されるものについては、次年度以降の予算を担保するために債務負担行為を設定することを防げるものではないこと。

2 対象契約

長期継続契約の対象とする契約は条例第2条で示すとおりであるが、運用に当たっては、次の点に留意すること。

- (1) 本条例で長期継続契約の対象とする契約は、条例第2条第1号及び第2号で示すもののほか、同条第3号に基づき知事が告示（平成17年岩手県告示第1096号）で示すものであること。
- (2) 条例第2条第3号に基づく「知事が定める契約」の追加を要望しようとする部局等の長は出納局長に協議すること。

3 契約期間

長期継続契約の締結に当たっては、更なる経費の削減やより良質なサービスを提供する者と契約を締結する必要性にかんがみ、定期的に契約の相手方を見直す機会を確保するため、次により適切な契約期間を設定すること。

- (1) 条例第2条第1号又は同条第3号により物品を借り入れる契約を締結する場合は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）及び国税庁の法人税基本通達中「リース取引」に基づき算出される商慣習上のリース期間を基準として、契約担当者において事案に応じた適切な契約期間を設定すること。
- (2) 条例第2条第2号ア又は同条第3号により役務の提供を受ける契約を締結する場合は、商慣習上特に定まった合理的な期間がある場合を除き、3年を上限として契約担当者において事案に応じた適切な契約期間を設定すること。
- (3) 条例第2条第2号イ又は同条第3号により物品の保守等に係る役務の提供を受ける契約を締結する場合の契約期間については、対象物品がリース契約により借り入れたものである場合は当該リース契約期間内とし、対象物品が県の所有するものである場合は当該物品の耐用年数以内の期間を上限として、契約担当者において事案に応じた適切な契約期間を設定すること。

4 予定価格及び契約手続き

(1) 予定価格

予定価格は、原則として契約期間全体の総額で設定すること。したがって、単価契約等の場合を除き、予定価格調書、入札書、見積書又は契約書のいずれにおいても、契約期間全体の総額を記載すること。

(2) 契約方法

競争入札又は地方自治法施行令第167条の2第1項第1号に規定する随意契約のいずれによるかは、契約期間全体の予定価格（単価契約の場合は単価に契約期間中の調達予定数量を乗じた金額）で判断すること。

また、当該契約の政府調達協定の適用の有無の判断は、地方公共団体の物品又は特定役

務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第3条第1項及び自治省告示(平成7年12月8日第208号)に基づき、1ヶ月当たりの予定賃借料又は特定役務の予定価格に48(借入期間等が12ヶ月を超え48ヶ月未満の場合、又は48ヶ月以上の場合であっても同じ。)を乗じて得た額で判断すること。

(3) 入札保証金、契約保証金及び違約金

入札保証金、契約保証金及び違約金の算定基礎となる金額は、契約期間全体の総額とすること。

(4) 公告、公示又は通知

一般競争入札の公告又は指名競争入札の公示若しくは通知においては、当該契約が長期継続契約であることと併せ、契約期間の各年度における経費の予算の範囲内においてその給付を受けるものであることを示すこと。

(5) 決裁区分等

契約締結時の支出負担行為決裁区分や出納長事前合議については、契約期間全体の総額で判断すること。

(6) その他

長期継続契約の場合、契約期間に対応して契約金額が大幅に増額になることから、特定調達契約案件に該当し、契約の準備に要する期間が増加する場合もあるので、予定される契約金額をあらかじめ把握の上、契約の準備に十分な時間を確保するなど手続きに遺漏のないようにすること。

5 契約書の特記事項

(1) 契約期間は、全体の契約期間を記載すること。

(2) 契約金額は、単価契約の場合を除き、契約期間全体の総額とその内訳となる各年度の契約金額を記載すること。なお、単価契約については単価のみを記載すること。

(3) 長期継続契約は、各年度における経費の予算の範囲内においてその給付を受けなければならないものであることから、債務負担行為を設定しない長期継続契約においては、契約書中に「翌年度以降において県の歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する」旨の解除条項を設ける必要があること。

記入例：「甲（岩手県）は、翌年度以降の甲の歳入歳出予算において、この契約に係る予算の減額又は削除があったときは、この契約を解除することができる。」